



東葛支部だより

令和6年7月号
第138号(夏季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：岩本章子 大鐘真吾 半田直子 岡本鷹幸

東葛支部支部長挨拶

伊佐 智

会員の皆様には平素より支部運営にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。5月11日（土）に定時総会を開催し、全ての議案をご承認いただくことができました。ご出席いただいた皆様ならびに委任状をご返送いただいた皆様、質問をお寄せいただいた皆様には重ねて御礼申し上げます。本年度も引き続き、ご承認いただいた事業計画を円滑に実施することで、支部の基盤を固め、行政書士制度の発展に貢献すべく、役員一同、より一層励んで参りますので、皆様の御指導御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

■エンディングノートセミナーについて

社会の超高齢化に伴い、自筆証書遺言保管制度や、所有者不明土地の解消に向けての相続土地国庫帰属制度創設ならびに相続登記義務化、戸籍の広域交付開始のほか、各自治体においても、エンディングノートの配布やお悔みコーナーの設置などが進んでおり、相続関連手続きに対する市民の関心はこれまでにない高まりを見せています。こうした中、本年度より、千葉県行政書士会と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターの共催による、市民を対象としたエンディングノートセミナーが県内各地で開催されます。行政書士制度を広く市民の皆様にご紹介いただくための企画であり、当支部からも相談支援員を積極的に派遣し、この事業を支援して参ります。

■職務上請求書の使用について

行政書士ちば5月号（千葉県行政書士会ホームページより電子版をご覧ください）4ページに記載されておりますとおり、家系図作成業者等からの業務提携依頼のダイレクトメール等が確認されております。職務上請求書は行政書士業務として書類作成に必要な場合にのみ使用できるもので、それ以外の目的で使用することはできません。家系図作成業者に限らず、他士業者からの依頼であっても同様ですのでご注意ください。（東葛支部支部長 伊佐 智）

令和6年度定時総会開催報告

日時：令和6年5月11日（土）15：00～17：00

場所：松戸商工会議所

出席者：263名（出席会員70名、委任状193名）

議事：第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度決算並びに監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画（案）

第4号議案 令和6年度予算（案）

第5号議案 その他

上記の議案について、報告・提案がなされ、質疑応答等により慎重に審議が諮られ、全て原案通り可決されました。



定時総会后、政連東葛地区協議会が開かれ、新入会員・業務研究会・市民無料相談会の紹介があり、その後懇親会が開かれました。



(新入会員紹介)

倫理研修の受講義務順守のお願い

日行連会則の改正により昨年令和5年8月31日から5年に一度の倫理研修受講が義務化されたことご承知の通りです。

私たち会員は、有資格者として自らの職責を果たすためには、社会貢献やコンプライアンスを重視し、自らを律して市民の理解と信頼を得ることが大切です。

職務上請求書の不正使用、業際問題での違反事件ほか、社会信頼を損ねることはあってはなりません。

会員皆さま方には、倫理研修を忘れずに必ず受講されて法令順守と職務倫理に反することなきよう改めてお願い致します。

受講方法：日行連HP (<https://www.gyosei.or.jp/>)

中央研修所研修サイト

(市民相談部 部長 橋本 榮

監察委員 嶽崎眞里子部員)

ました。芝浦工業大学蟹澤教授のご講演をはじめ、CCUSに関する研修との2部構成で展開され、行政書士としても学ぶことの多い研修会となりました。終了後には懇親会もご用意いただき貴重な時間となりました。

今回、研修会への招待は昨年(令和5年)3月開催の令和4年度第3回支部研修を合同で行ったことも大きなきっかけとなっているものです。行政書士業務における他士業連係が重要なことは皆様におかれましても御承知のこととは思いますが、交流を含め貴重な機会となったのではないかと考えております。

さて今年度の支部研修、業務研究会についても徐々に予定が固まってまいりましたので皆様にご連絡申し上げます。業務に関する学びはもちろんではありますが、こうした研修の場における交流も自身の業務の際には大きな武器となるものです。ぜひとも積極的にご参加いただければ幸いです。

【令和6年度研修、研究会の予定】

- ・第1回支部研修 (法人業務研究会と共催)

令和6年9月6日 18:30より パレット柏

ビジネスマナーを中心とした研修会

- ・市民生活支援業務研究会

第1回 令和6年7月6日開催予定

- ・相続業務研究会

第1回 令和6年7月19日開催予定

- ・運輸業務研究会

第1回 令和6年7月28日開催予定

- ・国際業務研究会

第2回 令和6年9月23日開催予定

なお国際、建設、法人の第1回は6月に開催しました。今後もメルマガを中心に研修部また各研究会よりご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。

(研修部長 西中慶一)



研修会の報告・予定

皆様こんにちは。先日の総会にてご承認いただきまして令和6年度も研修部として活動させていただきます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

去る令和6年4月24日(水)に社労士会東葛支部様主催の研修会「建設業の2024年問題の本質」に千葉県行政書士会東葛支部にもお声掛けいただいた経緯もあり、ご案内を皆様にも共有のうえ、私も参加してまい

「建設キャリアアップシステムと

行政書士の役割」(3)

柏地区 木村亮一

(4) 建設キャリアアップシステムの活用

よくCCUSにはメリットがないと言われるが、CCUSはあくまでもインフラないしはツールであり、登録後の利活用が重要といえる。個人的見解ではあるが、登録後の利活用の先に自らメリットを見出し、積極的に取

り組める事業者が今後伸びていくのではと感じるところである。

CCUS登録後の利活用は、現場利用の他にも、レベル判定、専門工事企業の施工能力等見える化、安全書類出力機能、民間システム連携、建退共連携、ハローワーク連携、公共工事インセンティブ（経審・入札参加・総合評価・モデル工事での加点措置等）、技術者兼任制度対応、外国人材（特定技能等）受入、レベルに応じた手当等支給制など多種多様である。以下では、レベル判定、民間システム連携、建退共連携について触れていく。

レベル判定は、前述のとおりCCUSと密接に関連する能力評価制度である。しかし、その利用状況をみると、2024年5月末時点で技能者登録している約144万人のうち、約134万人（93%）がレベル1のままである。なお、技能者登録すると保有資格・経験等を問わず原則誰でもレベル1からのスタートとなり、別途レベル判定を受けなければレベルアップできない仕組みが背景としてある。

レベル判定の基準は、職種・レベル毎に定められており、各技能者のCCUSに登録・蓄積された保有資格と実務経験（就業履歴日数等）にて判定される。

なお、実務経験については、2029年3月末までの経過措置として、2024年3月末までの経験について所属事業者等が作成する「経歴証明書」の提出で認めていた。これは、CCUS登録以前の経験が就業履歴として登録されないことや現場利用の普及状況等を考慮した措置である。当初2024年3月末までの経過措置であったが5年間延長されている。ただし、経歴証明期間の終期は2024年3月末までであることに注意が必要である。

このため、経歴証明書を使いレベルアップできる技能者については、経過措置の間にレベル判定を受けられるよう周知等し、レベル判定の利用を促進していく必要がある。さらに、現場利用の普及促進も急務といえる。

民間システム連携は、たとえば入退場管理や労務安全書類作成管理、施工管理等を効率化するための民間システム（CCUS認定済）とのAPI連携により、それによる業務効率化はもちろん、カードリーダー以外の各民間システム独自の認証方法（顔認証、QRコード、電話架電など）でのCCUS現場利用（就業履歴蓄積）が可能になるなど利点がある。

建退共連携は、2021年度から建退共において電子申請方式が導入されたが、それに対する連携である。たとえば、CCUSの就業履歴データを活用して建退共側へ就業実績報告できたり、逆に建退共側の就業実績デー

タをCCUS就業履歴へ反映できたりするようになる。建退共側の電子申請方式の普及状況とあわせて注目される連携である。

運用元の一般財団法人建設業振興基金によると、登録技能者100万人を超えたあたりから建設業以外の企業等からも注目されるようになり、連携や協業についての問い合わせが増えているとのこと。今後CCUSはマイナンバーカード・マイナポータルや各種資格情報等との連携も予定されているが、その他にも官民間問わず様々なシステム、データベース、サービス等との連携がなされていくことが予想される。まさに建設DXの一翼を担う「業界共通の制度インフラ」としての役割といえる。

（5）建設キャリアアップシステムと行政書士の役割

CCUS普及促進における行政書士の果たす役割は年々大きくなってきている。たとえば、もともと建設事業者や建設関係団体等しか認められていなかった代行申請をできるようになる「CCUS登録行政書士」制度が創設され、2024年4月末日時点で1027の行政書士事務所が登録済みである。また、全国に329名いる「CCUS認定アドバイザー」のうち半数以上の171名が行政書士から登用されている。全国各地域の小規模事業者等に密着しフラットな立場である行政書士ならではの対応が期待されている。

行政書士が行うCCUS支援業務としては、新規登録の代行（代理）申請に注目が集まりがちであるが、前述したようにCCUSは登録後の利活用が重要である。そのため、新規登録後の支援業務もぜひ行っていきたいところである。

新規登録後の支援業務として比較的取り組みやすいものとしては、運用管理（変更・更新・転職時対応・カード再発行等）、レベル判定申請代行等がある。また、どこまで行うかは各行政書士しだいであるが、現場利用、民間システム連携、建退共連携、公共工事インセンティブ（経審・入札参加・総合評価・モデル工事への加点措置）対応、技術者兼任制度対応、外国人材受入等への支援業務等コンサルティング要素を含むような対応も可能である。前述したように今後CCUSが様々な「もの」と連携していけば、取り組み方しだいで支援できる範囲は更に広がっていくことも予想される。

いま建設業界はデジタル技術等を活用した建設DX化の過渡期といえる。行政手続きにおいても2023年1月から建設業許可・経営事項審査の電子申請（JCI P）が開始された。CCUSを含めこの手の新システムには、どうしても使い勝手の悪さ等がつきものであるが、実際

に利用されてトライ&エラーを繰り返すことで洗練されていくものである。この点で行政書士はユーザー目線の生の意見や改善案を国等へ発信していく役割も担っている。

関連して、行政書士はデジタル社会における「デジタルデバインド」を解消する役割を担うといわれることもあるが、建設DXの一翼を担うCCUSの普及促進へ向けたより積極的な取り組みが求められている。

【参考ページ紹介】

■CCUS国土交通省ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

■CCUSの運営状況について(2024年6月)

<https://www.ccus.jp/attachments/show/6668e83f-f3dc-4382-81c5-7080c0a8081b>

■CCUS公式サイト

<https://www.ccus.jp/>

- ② 行政書士池田事務所
- ③ 千葉県松戸市松戸1228-1 松戸ステーションビル5階
- ④ 行政書士池田事務所、代表の池田光政と申します。
東京都文京区出身です。専門は主に家族法務及び国際業務です。概ね30年間のサラリーマン生活で学んだ社会福祉、不動産業及び建設業の経験や知識等を活かし(?)、街の法律家として第2の人生を歩み始めました。個人事業主1年生ですので、皆様、今後共ご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願い致します。

恩田佳奈

- ① 令和6年2月15日
- ② 梅鶴行政書士事務所
- ③ 千葉県松戸市松戸新田30-5-103
- ④ 契約書作成や化粧品許可、補助金申請のサポート等を中心に行いたく考えています。様々な業務に興味があるので、研究会や研修に積極的に参加していきたいです。ご指導いただけますと幸いです。皆さまよろしくお願いたします。

太田奈津美

- ① 令和6年3月1日
- ② 太田なつみ行政書士事務所
- ③ 千葉県柏市柏6-4-24 柏ビルディング5階Fルーム
- ④ 旅行業界で培った経験を活かして、お客様の生活がより良くなるよう幅広く業務に励みたいと思います。宜しくお願いたします。

今後の予定

- 7月5日(金) 新入会員交流会
- 8月4日(日) BBQ大会

新入会員の紹介

- ① 登録年月日
- ② 事務所の名称
- ③ 事務所所在地
- ④ 自己紹介



築地大輔

- ① 令和5年11月15日
- ② 行政書士築地事務所
- ③ 千葉県松戸市総台1122番地の8
- ④ 外国の方たちと行政の間で立って、わかりやすいサービスを提供出来たらと考えております。よろしくお願いたします。

池田光政

- ① 令和6年1月15日

支部会員の動向

(令和6年5月末現在)

個人会員	473名
法人会員	10名
合計	483名

梅雨の時期に目を楽しませてくれる紫陽花。同じ株からも薄紅色になったり、涼やかな藍色になったり、グラデーションを楽しむことができるのも紫陽花の魅力のひとつかと思えます。品種も豊富で細かく分けると約二千種類もあるそうです。紫陽花を愛でてリフレッシュしつつ日々のお仕事に励みたいと思います。
(広報部 岩本章子)

編集後記